～南阿波よくばり体験～　漁家・農家民泊先を大募集！

南阿波よくばり体験推進協議会では、漁家・農家で修学旅行生等を宿泊させていただけるお宅を募集しています。

今、都会の学校は、人とふれあうことのできる修学旅行を求めています。修学旅行において、旅行代理店からの問い合わせで一番多いのは、民泊ができるかどうか、というものです。現在、南阿波での民泊登録数は100件（うち美波町は19件）ですが、修学旅行等の受け入れには、まだまだ不足している状況です。

他人を家に泊めるということは、抵抗があることだと思います。しかし、都会の子どもたちに「心豊かな田舎の暮らし」を通じて、自然の大切さや絆の大切さを教えてあげて欲しいのです。

どうか皆さん、南阿波よくばり体験に参加して、都会の子どもたちとふれあってあげてください。きっと充実した時間を過ごすことができると思います。

（民泊の条件等）

・民泊は漁業・農業体験をするために宿泊するものですので、漁家や農家でなくてもよいのですが、漁業・農業等、何らかの体験は必須です。
・民泊先１ヵ所につき、３名前後の旅行生を受け入れて頂きます。
・民泊先には、体験料（１泊２食つき）として、昨年度は１人あたり5,760円を事務局から支払いました。

お問い合せ・申込み

南阿波よくばり体験推進協議会事務局	TEL (0884)72-2622
美波町役場産業振興課（日和佐地区）	TEL (0884)77-3617
美波町役場由岐支所地域振興室（由岐地区）	TEL (0884)78-2214

被害回復給付金の支給手続きについて（検察庁）

「全国会員制交際クラブ（株）アバンテ・システムズ、サンビーチ、シュプリーム」と称する架空の異性紹介業者を装って、異性の紹介を希望してきた相手に対し、指定銀行口座に振込入金させていたグループの被害に遭われた方々を対象に、その被害を回復していただくための手続きが開始されました。

但し、被害回復給付金の支給を受けるためには、平成22年7月26日までの支給申請期間内に、徳島地方検察庁に支給の申請をしていただく必要があります。

詳しい情報は、検察庁ホームページ（http://www.kensatsu.go.jp/）の「被害回復給付金支給制度」欄に掲載しております。

【お問い合せ先】　〒770-0852　徳島県徳島市徳島町2-17
徳島地方検察庁　被害回復事務担当　☎088-652-5191（代）

消費生活に関するトラブルはこちらへ

- 消費者ホットライン　☎０５７０－０６４－３７０
- 阿南市消費生活センター　☎０８８４－２４－３２５１
- 法テラス　☎０５０－３３８３－５５７５（要予約）
- 南部総合県民局美波庁舎　☎０８８４－７４－７３２５
  （第３木曜日のみ　10：30～15：30　受付15：00まで）
- 美波町役場総務企画課　☎０８８４－７７－３６１１
- 美波町由岐支所住民室　☎０８８４－７７－２２１１